

患者様各位

## 医療 DX 推進体制整備に関するお知らせ

当院では、医療 DX（※）に通じた質の高い医療提供を目指しております。

- 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- 医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう、掲示やお声かけなどにより、マイナ保険証の利用促進に取り組んでいます。
- 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を、令和8年度中を目標に整備予定です。

※医療 DX とは、保健・医療・介護の各段階（疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など）において発生する情報やデータを、全体最適された基盤（クラウドなど）を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えることです。（厚労省 HP より）

⚠ご注意ください！

(令和7年1月時点)

# 令和6年12月2日から 従来の健康保険証は 発行されなくなりました

※令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は最大1年間有効です

とっても  
カンタン！

医療機関等を受診の際は  
**マイナンバーカード**  
をご利用ください

1

## 受付

マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
置いてください。



カードリーダーで  
マイナンバーカードを  
保険証として登録  
できます！

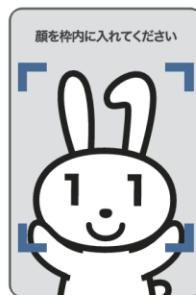


2

## 本人確認

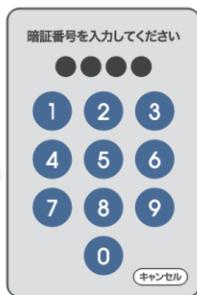
顔認証または  
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



or

暗証番号



3

## 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。

過去の情報を  
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を  
当機関に提供することに同意します。  
この情報はあなたの診察や健康管理  
のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)  
過去の情報を  
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す  
ることに同意します。  
この情報はあなたの診察や健康管理  
のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

4

## 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！



マイナンバーカードを健康保険証として利用する（マイナ保険証）ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

## マイナンバーカードを申請

### ■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



STEP2.

## マイナンバーカードを 健康保険証として登録

### ■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



## マイナンバーカードを使うメリット

### より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

### 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

## 大切なお知らせ

- 令和6年12月2日の時点でお手元にある有効な健康保険証は、12月2日以降、**最長1年間(令和7年12月1日まで)**使用可能です。
- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある健康保険証が使えなくなる前に**、申請いただくことなく**「資格確認書」**が交付され、引き続き、**医療機関・薬局等**を受診することができます。
- マイナ保険証を使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認**の上、期限切れにご注意下さい。  
※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。  
マイナポータルでも確認できます。



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分  
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカード  
の健康保険証利用に  
ついてもっと知りた  
い方はこちら



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 12月2日以降新たに発行されなくなりました

従来の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなりました。

その後は、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を

基本とするしくみに移行しています。

ただし移行後も、

お手元の健康保険証は、有効期限までの間、**最長1年間**使用できます。

## マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



## よくある質問

**Q. マイナンバーカードに大事な情報が入っていますか？**

**A.** マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。

また、カード裏面のマイナンバー(12桁)を知られただけでは悪用されません。保険証利用時、医療機関がマイナ保険証で参照できるデータは、従来の健康保険証と同じ情報と、ご本人の同意があった場合のみ、受けている治療内容やお薬の履歴のみとなります。

**Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？**

**A.** 顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。待合スペース等にいるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確認する本人確認も可能です。



それでもマイナ保険証ではなく別 の方法で受診したいときはどうすればいいの？

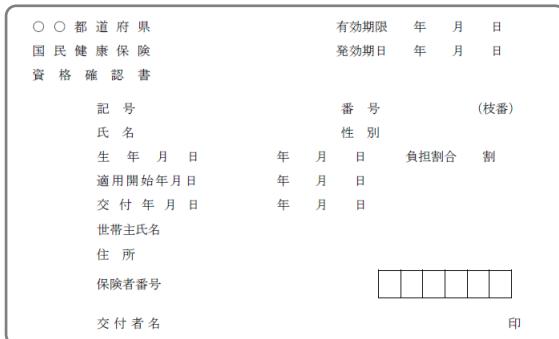


# マイナ保険証をお持ちでなくとも 資格確認書によりこれまで通り医療にかかります

## マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- 2024年12月2日以降は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

<イメージ>



- ※ 保険者によって様式・発行形態が異なります。
- ※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。ご不明点等についても、同保険者にお問合せをお願いします。

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、**従来の健康保険証の有効期限がきれる前に「資格確認書」を無償で申請によらずお届けします。**ご自身での申請は不要です。なお、すでに利用登録されている方であっても、解除された方には同様にお届けします。

- ・ マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(高齢者、障害者等)は、申請いただくことで、資格確認書を無償で交付します。(更新時の申請は不要)
- ・ 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。従来の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。
- ・ 後期高齢者医療制度の被保険者は、2026年7月末までの暫定的な運用として、**マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を無償で申請によらず交付します**。そのため、当分の間、申請は不要です。

## 移行後もご安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいかなくても、  
**医療費が10割負担になることはありません。**



マイナンバー総合  
フリーダイヤル  
**0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。  
受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分  
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカード  
の保険証利用につい  
てもっと知りたい方  
はこちら

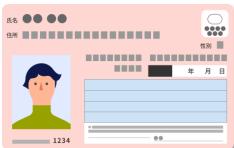


厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# これまで通りの自己負担額で 保険診療を受けられます

## 医療機関・薬局で提示するもの

### マイナ保険証

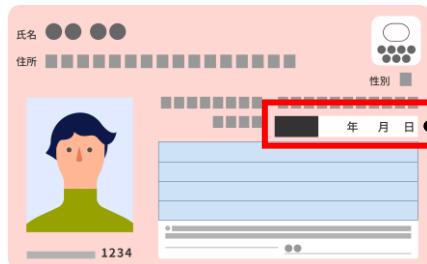


- 健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードが、**マイナ保険証**です。利用登録は、医療機関・薬局の受付窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーなどで簡単にできます。
- マイナ保険証を利用する際は、**マイナンバーカードの電子証明書の有効期限**※にご注意ください。

※マイナンバーカードの有効期限は10年(未成年者は5年)ですが、カードに格納されている電子証明書の有効期限は5年です。

### マイナンバーカードの電子証明書の有効期限ってどうやって確認するの?

- 電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの券面(左下図の赤枠部分)に記載されています。
- 記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面



▲マイナポータル



### 電子証明書の有効期限の3か月前より、お知らせしています!

- 電子証明書の有効期限の更新が必要な場合、お手元に更新を案内する**有効期限通知書(封書)**が届きます。
- また、有効期限の3か月前から3か月後まで、医療機関・薬局でマイナ保険証を利用される際、顔認証付きカードリーダーで**更新アラート**が表示されます。
- 有効期限までに更新できないまま受診をしても、**有効期限が切れてから3か月間は健康保険証として利用可能**です。

※有効期限が切れた場合、マイナンバーカードの健康保険証以外の機能は利用できないため、お住まいの自治体の窓口にて速やかに更新ください。

### マイナ保険証(マイナンバーカード)をお持ちでない場合 以下のどちらかをご利用ください

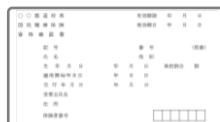
#### (今お持ちの) 健康保険証



有効期限は**最長1年間**  
(令和7年12月1日まで)。

※令和7年12月1日までに有効期限を迎える場合や、転居・転職などで加入する保険者が変わるのはその時点までです

#### 資格確認書



まだマイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方などには、今お持ちの健康保険証の有効期限内に資格確認書を無償で**申請によらず**保険者から交付します。

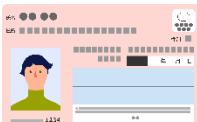
※詳しくは裏面の二次元コードよりご確認ください

顔認証付きカードリーダーの不具合などで  
マイナ保険証による受付が上手くいかなくても、

## 自己負担10割でなく、これまで通りの自己負担額です

### マイナ保険証での受付が出来ない場合

マイナ保険証を利用する際に、顔認証付きカードリーダーの不具合など  
何らかの事情で資格確認を行えなかった場合も、以下のような対応で資格確認を行います。

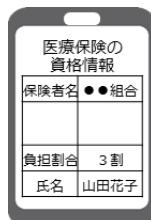


My Number Card (マイナンバーカード) を提示したが、**受付が出来ない**

#### ご提示可能な場合

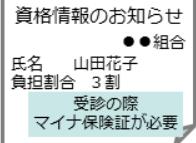
##### マイナポータルの画面

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可



※追加で健康保険証の提示は不要

##### 資格情報のお知らせ



※追加で健康保険証の提示は不要

#### ご提示できない場合

##### 再診の場合

##### 口頭確認

施設側で  
資格確認に  
必要な情報を  
把握していれば、職員より  
口頭で確認

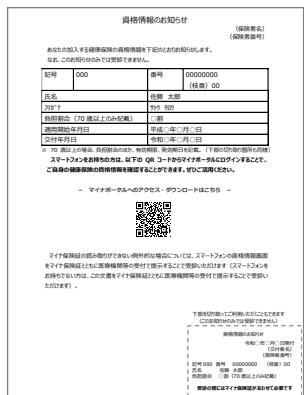
##### 初診の場合

##### 被保険者資格申立書



※職員より用紙を受取り  
記入してください

### 資格情報のお知らせ ってなに？



- マイナ保険証をお持ちの方に、申請によらず交付される書類です。
- 単体では受診はできません。何らかの事情で資格確認を行えなかった場合に、マイナンバーカードとセットでご提示ください。

### 被保険者資格申立書 ってなに？



- 初診の医療機関・薬局にて、何らかの事情で資格確認が couldn't be reached. また、マイナポータルの画面や資格情報のお知らせを持ち合わせていないときに、ご記入いただく書類です。



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。  
受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分  
土日祝:9時30分~17時30分

マイナ保険証の  
メリット等  
について



資格確認書  
について

